

ける定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、実施日及び実施方法

平成24年度の監査対象機関のうち、知事部局10箇所、教育委員会9箇所、警察本部11箇所、その他の行政委員会1箇所の計31箇所について監査を執行した。その他主要な工事1箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」により行うことを原則としたが、一部の地域機関については、関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」等により行った。

また、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
府立消防学校	平成24年5月23日・30日	実地監査
府立体育館	平成24年4月18日	書面監査
府立総合資料館	平成24年5月16日	書面監査
府営水道事務所	平成24年6月1日・4日・11日	実地監査
府立洛南病院	平成24年5月23日・24日・30日	実地監査
府立与謝の海病院	平成24年6月5日・6日・12日	実地監査
府立看護学校	平成24年6月6日・12日	実地監査
丹後家畜保健衛生所	平成24年5月10日・6月12日	実地監査
水産事務所	平成24年5月8日・9日・16日	実地監査
港湾事務所	平成24年5月8日・9日・16日	実地監査
府立図書館	平成24年4月18日・19日	実地監査
府立洛北高等学校	平成24年5月18日	書面監査
府立北稜高等学校	平成24年4月13日・19日	実地監査
府立桂高等学校	平成24年4月23日	書面監査
府立桃山高等学校	平成24年6月8日	書面監査
府立菟道高等学校	平成24年4月17日	書面監査
府立東舞鶴高等学校	平成24年5月10日	書面監査
府立西舞鶴高等学校	平成24年5月7日	書面監査
府立宇治支援学校	平成24年6月1日・11日	実地監査

監 査 委 員

24年監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成24年度に執行した監査の結果（平成24年4月1日から平成24年6月12日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

平成24年10月30日

京都府監査委員 前 波 健 史
 同 松 岡 保
 同 村 山 佳 也
 同 園 田 能 夫

なお、監査執行者は次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
前 波 健 史	平成24年4月1日～平成24年6月12日
松 岡 保	平成24年4月1日～平成24年6月12日
村 山 佳 也	平成24年4月1日～平成24年6月12日
園 田 能 夫	平成24年4月1日～平成24年6月12日

定期監査

平成24年4月1日から平成24年6月12日までの間にお

川端警察署	平成24年 4月16日	書面監査
上京警察署	平成24年 4月16日	書面監査
東山警察署	平成24年 4月20日	書面監査
下鴨警察署	平成24年 4月17日	書面監査
伏見警察署	平成24年 6月 1日	書面監査
山科警察署	平成24年 4月17日	書面監査
右京警察署	平成24年 5月17日	書面監査
南警察署	平成24年 4月19日	書面監査
西京警察署	平成24年 4月19日	書面監査
木津警察署	平成24年 5月21日	書面監査
綾部警察署	平成24年 6月 5日・8日	実地監査
京都海区漁業調整委員会	平成24年 5月 8日・9日・16日	実地監査
中京警察署	平成24年 6月 7日	工事監査
例月出納検査 (会計事務月例点検)	平成24年 4月24日・25日・27日	-
	平成24年 5月25日・28日・29日	-

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成23年度分及び監査執行日までに執行された平成24年度分の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、平成24年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

1 事務事業全般にわたり合规性・正確性を視点とする監査を行うとともに、次の事項については詳細な監査を実施する。

(1) 契約関係

- ア 契約書・請書が適正に作成されているか。
- イ 予定価格調書が適正に作成されているか。

(2) 支出関係

- ア 諸手当・旅費が適正に支出されているか。
- イ 納品書等の取扱いは適正か、履行確認は適正に行われているか。

(3) 現金関係

- 所属長の点検、現金等の保管が適正に行われているか。

2 経済性・効率性・有効性を視点とする監査については、主に監査対象機関の重要施策及び次の事項について、監査を実施する。

- (1) 業務委託の状況について
- (2) 府が事務局を担っている団体の事務の処理状況について
- (3) 府有資産の活用等、効率的な財産管理について

3 監査の結果

(1) 指摘事項

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
2	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	8

① 会計一般

- ・浄化槽維持管理業務において履行が年度を越えており、保守点検の回数も法令の規定に適合していない事例が認められた。(港湾事務所)
- ・月刊誌購入代金の支出に当たって、年度区分を誤っている事例が認められた。(保健体育課)

② 収入

- ・交通事故等に係る診療報酬について、計上する事業年度が誤っている事例が認められた。(23年度4月調定分のうち、4,752,559円)(府立与謝の海病院)

③ 支出

- ・委員への報償費及び旅費の支給が6箇月以上遅延している事例が認められた。(産業労働総務課)

④ 契約

- ・委託業務が完了していないにもかかわらず履行確認を行っている事例が認められた。(府立桂高等学校)

⑤ 物品

- ・劇物が、昼間は入室が容易な生物準備室の施錠されていない戸棚で保管されており、管理が著しく不適切な事例が認められた。(府立東舞鶴高等学校)

⑥ 財産

- ・土地の譲渡に伴う財産台帳の記載を著しく誤っており、公有財産異動報告も行っていない事例が認められた。(管理課)

⑦ その他

- ・平成24年度の公印押印簿を整備していない事例等が認められた。(府立体育館)

(2) 注意事項

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	2	3	13	1	1	1	0	0	0	1	22

① 収入

- ・納入通知書の納入通知日及び納入期限の未記入

(府立与謝の海病院)

- ・収入に係る証拠書類の訂正方法誤り(府立与謝の海病院)
- ② 支出
 - ・講習会受講料の資金前渡金精算誤り(府立消防学校)
 - ・特殊勤務手当支給誤り(府立宇治支援学校)
 - ・1件の請求書に対する二重払い(下鴨警察署)
- ③ 契約
 - ・契約書を作成すべきところこれを省略し、請書を徴収(府立洛南病院、府立与謝の海病院、府立菟道高等学校)
 - ・契約書の予定数量記載漏れ(府立洛南病院)
 - ・請負工事の履行確認が不適切(府立与謝の海病院)
 - ・契約内容と履行内容の相違(港湾事務所、府立東舞鶴高等学校)
 - ・産業廃棄物の運搬及び処分を、法令に基づく許可を受けていない者に委託(港湾事務所)
 - ・基準契約書から削除すべき条項を起案において伺っていない(港湾事務所、府立桃山高等学校)
 - ・委託契約書において、仕様書が未添付(府立北稜高等学校)
 - ・参考見積書を見積書とすることの未確認及び採用決定未実施(府立菟道高等学校)
 - ・印刷複合機の保守について、実態と相違した内容の契約を締結(府立宇治支援学校)
- ④ 物品
 - ・備品等登録表記載備品が確認不能(港湾事務所)
- ⑤ 財産
 - ・行政財産の使用許可書記載誤り(府立消防学校)
- ⑥ 現金
 - ・現金出納簿記載漏れ(府立桂高等学校)
- ⑦ その他
 - ・公印押印簿への記載漏れ等(府営水道事務所)